

-
- 法人名 :
 - 部 署 :
 - 役 職 :
 - 名 前 : 村田守弘
-

■コメント:

論点1に関してコメントいたします。

「稀な状況においてのみトレーディング目的の分類（時価法が採用されている）からその他有価証券（原価法が認められる）への振替える事が出来る」ですが、稀な状況であれば、トレーディング目的の有価証券の属性を変えないで、当該有価証券をその他有価証券への振替えが認められるように解せられる。論点1での振替は、当該有価証券の評価方法が時価法から原価法への変更をもたらす重大な会計処理の変更と思料するので、振替の条件をより厳しく（あるいは、あるべき姿に）すべきであると解する。提案する条件は、①振り替える有価証券の属性が、トレーディング目的から長期保有目的に変更されていることが明らかであること、②その振替は、稀な状況下で行なわれることである。以上